

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	医療法人の経営情報の報告制度
規制の区分	規制新設
担当部局	医政局医療経営支援課
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	物価上昇や災害、新興感染症の発生等に際し、経営への影響を踏まえた適切な医療機関支援の検討等の政策の企画・立案に活用するとともに、医療の置かれている現状と実態を国民に対して丁寧に説明するため、運営の透明性の確保を図ることとされている医療法人に対して病院及び診療所ごとの経営情報等を報告することを義務づける仕組み(以下「本規制」という。)を設ける。 本規制が設けられなければ、医療機関への支援等を行うに当たって必要な情報が収集できず、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築が適切に行われないおそれがある。
直接的な費用の把握	【遵守費用】 医療法人が経営情報等を報告するに当たって、追加的な事務が生じることにより費用が生じる場合があるが、報告項目について、医療法人が既に保有している情報を中心に報告させることとしており、報告方法についても電磁的方法により行うことを可能とする等、可能な限り負担が生じないよう制度を運用することとしている。 【行政費用】 国及び都道府県において、医療法人の活動等について調査及び分析を行うための費用が生じる。
直接的な効果(便益)の把握	本規制の新設に伴い、医療機関支援の検討等の政策の企画・立案に活用するためのエビデンスが得られ、より適切な医療機関支援が可能になることが期待できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	本規制の新設を行うことで医療法人に報告の義務を課すことになるものの、適切な医療機関支援の検討等の政策の企画・立案に活用するとともに、医療の置かれている現状と実態を国民に対して丁寧に説明することにより、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築が図られる。
代替案との比較	医療法人の経営情報の報告について、努力義務とすることが考えられるが、この場合、収集される情報に代表性がない等により医療機関への支援等を行うに当たって必要な情報が確保されず、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築が図られないおそれがあることから、採用案とすることが妥当である。

その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。